

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ栗東店 栗東市小柿八丁目 1 番 13 号ほか

### 2 意見の概要

#### (1) 栗東市からの意見

ア 当該店舗は住居地が隣接しているため、荷さばき作業、廃棄物収集作業等については、早朝および夜間に行わず、作業に係る騒音について特段の配慮をされたい。

イ 公害防止、苦情対応等については自己の責任と負担において、必要な措置を講じられたい。

ウ 来店客の小柿九丁目住宅地への誤進入による交通トラブルを防ぐため、大津・草津方面からの来店客は出入口②への進入ならびに出入口①からの退出、守山方面からの来店客は出入口①への進入ならびに出口③からの退出を積極的に示すように、立て看板や案内板による誘導等、適切な対策を講じられたい。

エ 周辺道路の交通の流れを阻害しないようにするため、また周辺住宅地内へ来店客が進入することによる交通トラブルを防ぐため、オープン時や繁忙期など混雑が予想される場合は、交通整理員の設置等、適切な対策を講じられたい。

#### (2) 草津市からの意見

ア 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞が発生することが予想される。ついでには、駐車対策や誘導方法等について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないよう努められたい。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

#### (2) 縦覧期間 平成 30 年 8 月 7 日から平成 30 年 9 月 7 日まで